

第 7 章 災害復旧復興計画（共通編）

第1節 被災者の生活確保に関する計画

● 計画の方針

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係防災機関と協力し民生安定のための緊急措置を講ずる。

第1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

- (1) 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力

第2 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

- (1) 町長は必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。
- (2) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

[資料7 関連条例⑫]

第3 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法及び町税条例等により、町税等の納税期間の延長、執行猶予及び減免等の融和措置をそれぞれの実態に応じて、適切な方法で実施する。

1. 国税、地方税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税・県税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

2. 町税等の徴収猶予及び減免等

町長は、町条例等の規定に基づき次の措置を実施する。

- (1) 災害等による期限の延長 …… 町税条例第18条の2
- (2) 町民税の減免 …… 町税条例第51条第1項第2号
- (3) 固定資産税の減免 …… 町税条例第71条第1項第3号
- (4) 国民健康保険税の減免 …… 町国民健康保険税条例 第24条第1項第2号
- (5) 介護保険料の減免 …… 町介護保険条例第9条第1項第1号及び第2号

第4 災害援護資金等の貸付

1. 災害援護資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸付ける。（※内容は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って貸付等を行う。）

（1）貸付対象者

ア 自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が、次の所得制限未満の世帯の世帯主

イ 1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

ただし、住居が滅失した場合は、前年所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

（2）貸付対象となる被害の程度

ア 療養に要する期間が概ね1カ月以上である世帯主の負傷がある場合

イ 住居又は家財の被害金額がその家財の価格の概ね3分の1以上である場合

（3）貸付金額

ア 世帯主が療養に要する期間が概ね1カ月以上である負傷を負った場合
150万円

イ 上記アの場合と家財の損害が重複した場合
250万円

ウ 上記アの場合と住居が半壊した場合
270万円

エ 上記アの場合と住居が全壊した場合
350万円

オ 家財の被害金額がその家財の価格の概ね3分の1以上である場合
150万円

カ 住居が半壊した場合
170万円

キ 住居が全壊した場合（下記クを除く）
250万円

ク 住居の全体が損壊若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合
350万円

（4）貸付期間

10年（うち据置期間3年）

（5）利率

年3%（据置期間中は無利子）

- (6) 保証人
連帯保証人になること
- (7) 償還方法
年賦償還又は半年賦償還
- (8) 申込み先
睦沢町福祉課

〔資料7 関連条例④⑤〕

2. 生活福祉資金の貸付

県が生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で、災害援護資金の貸付を行う制度で、その概要は以下のとおりである。（※内容は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って貸付等を行う。）

- (1) 貸付対象
低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（福祉費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額
一世帯 150万円以内
- (3) 貸付条件
 - ア 据置期間
6ヶ月以内
 - イ 償還期間
据置期間経過後7年以内
 - ウ 利子
 - (ア) 保証人有り
無利子
 - (イ) 保証人無し
年1.5%
 - エ 保証人
 - (ア) 連帯保証人となること
 - (イ) 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
 - (ウ) 生活福祉資金の借受人は借受申込人となっていない者
- (4) 償還方法
年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法
官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ、睦沢町社会福祉協議会に申し込む。

第5 被災者生活再建支援法（平成19年法律第114号）

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、全国の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより、被災者の自立した生活の開始を迅速かつ確実に支援するものとする。（※内容は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って支給等を行う。）

1. 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は (2) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1) ～ (3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (6) (1) 若しくは (2) の市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

4. 支援金の支給申請

- (1) 申請窓口
睦沢町役場総務課
- (2) 申請時の添付書面

- ア 基礎支援金： 災証明書、住民票 等
- イ 加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（3）申請期間

- ア 基礎支援金： 災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金： 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- （1）国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- （2）基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

第6 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1. 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

2. 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第7 被災者の労働対策

1. 被災状況の把握

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県に報告するとともに、下記の措置を講じる。

（1）求人の申込み

町は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。

（2）求職者の紹介

町は、公共職業安定所長に対し、即時に条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

2. 被災事業主、被災求職者等への支援

国は、公共職業安定所に雇用相談の臨時または特別窓口を開設し、国の対策の有効活用が図られる

よう相談・援助を行う。

3. 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講じる。（※内容は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って支給等を行う。）

（1）市町村認定枠

ア 融資対象者

（ア）激甚災害により被害を受けた者

（イ）中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.4%～2.0%（融資期間により異なる。）

（2）市町村認定以外枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.7%～2.3%（融資期間により異なる。）

4. 農林業者への融資

平成24年4月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
県単農業災害資金	経営安定資金	天災資金と同じ	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例0.855%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例0.855%)	6年以内 (据置2年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80% 又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80% 又は500万円		6年以内 (据置2年以内)
(株)日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額		25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内		30年 (据置20年以内)
			80%以内		20年 (据置3年以内)
			80%以内	15年 (据置5年以内)	
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	20年 (据置3年以内)		
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円 (特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	12年 (据置2年以内)		

※上表は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

第8 医療費負担の減免、保険料の減免

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

第9 被災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、被災者台帳を整備し、早期に被災証明を総務課にて交付するものとする。なお、火災による被災証明の発行は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部で行う。

1. 被災者台帳

被災者台帳は、被災世帯調査の結果等を基に作成する。

2. 被災証明の発行

被災証明書の発行事務は、被災者台帳を基に行う。台帳により確認できないときは、申請者の立証資料を基に客観的な判断で行う。

3. 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害に関するもの。

人的被害	住家、住家以外の建物の被害	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡 ・ 行方不明 ・ 負傷 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全壊（全焼） ・ 流出 ・ 大規模半壊 ・ 半壊（半焼） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ 一部損壊 ・ その他の物的被害

第2節 生活関連施設災害復旧計画

● 計画の方針

各ライフライン施設、農業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後には応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画をも踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

第1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

1. 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- (1) 施設の耐震化を図る。
- (2) 管路は多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。
- (3) 計画的復興に伴う、施設の整備を図る。

2. 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、漏水修理計画を作成し実施する。

- (1) 漏水調査を実施する。
- (2) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

- ア 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- イ 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

第2 電気施設

1. 復旧の順位

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行なう。

- (1) 火力発電設備
 - ア 系統に影響の大きい発電所
 - イ 曲配負荷供給上必要な発電所
- (2) 送電設備
 - ア 送電線路の復旧順位は次のとおりである。
 - (ア) 全回線送電不能の主要線路

- (イ) 〃 のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
- (エ) 〃 のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御及び測定回線
- イ 保守回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

第3 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 製圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、

補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

（ア）区間遮断

（イ）気密試験（漏洩箇所の発見）

（ウ）漏洩箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

（ア）閉栓確認作業

（イ）被災地域の復旧ブロック化

（ウ）復旧ブロック内巡回点検作業

（エ）復旧ブロック内の漏洩検査

（オ）本支管・管内管漏洩箇所の修理

（カ）本支管混入空気除去

（キ）管内管検査及び管内管の修理

（ク）点火・燃焼試験

（ケ）開栓

（4）再開供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一時停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガスの再開供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の管内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

第4 通信施設

（1）復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位に従って実施する。

■ 回線の復旧順位

	回線の種類	復旧回線	
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 支店前（無人交換所含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線の各対地別1回線以上 	
	専用線サービスなど	専用回線	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用回線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用回線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継用回線数 	
総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要回線を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 システム利用のユーザー回線については各事業所等ごとに各1契約回線以上 ZC以下の機関回線の10%以上 		
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人あたり公衆電話1個以上 	
	専用線サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用電話回線各1回線以上 	
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継用回線数 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要回線を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 システム利用のユーザー回線については各事業所等ごとに各1契約回線以上 	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

■ 重要通信を確保する機関の順位

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第5 農林・水産施設

1. 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

（ア）用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業用生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

（ア）堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

ウ 道路施設。

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

エ 排水施設

（ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

（ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

2. 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な天然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

イ 治山施設

治山施設（地すべり防止施設を含む）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの。

第6 公共土木施設

1. 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。復旧にあたっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。復旧にあたっては、

公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

2. 河川等

河川等の施設管理者は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

（ア）堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

（イ）堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

（ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。

（エ）河川の埋そくで、流水の疎水を著しく阻害するもの。

（オ）護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

イ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

● 計画の方針

県及び町は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第1 激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

1. 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

2. 激甚災害に関する調査報告

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

このため町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第4節 災害復興に関する計画

● 計画の方針

町は、激甚災害により被災した場合には、被災者の生活再建は基より、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行うものとする。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復興計画を速やかに策定し実施する。

1. 体制の整備（総務課、まちづくり課、福祉課、健康保険課、産業振興課）

町は、町民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、復旧・復興本部を設置する。その際、復旧・復興本部の役割や災害復興の理念や事業内容についても事前に研究、検討する。

2. 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするために、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）町の復興

壊滅的な被害を受けた町の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

町（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（3）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

（4）産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

3. 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

- (1) 防災・危機管理体制の強化
 - ア 防災対策の充実・強化
 - イ 関係機関との連携強化
 - ウ 地域コミュニティの活性化
- (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実
 - ア 医療提供体制の整備
 - イ 福祉サービス提供体制の整備
 - ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
 - エ 子育て支援サービスの提供体制の整備
- (3) 教育分野における防災体制の充実
 - ア 教育施設の早期耐震化推進
 - イ 防災教育の一層の充実
 - ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実
- (4) 農林水産業の再生と発展
 - ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - イ 地産農林水産物の魅力発信
 - ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
 - エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
 - ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化